

秋田県公立大学法人の業務実績に係る評価基本方針

平成17年 7月13日
改正：平成18年 7月20日
改正：平成19年 6月 4日
改正：平成22年 7月28日
改正：平成30年 4月 1日
改正：令和 6年 3月14日

秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

ただし、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）に関する方針について、令和6年4月1日以降に新たな中期目標の期間が開始される場合において、当該期間の直前の期間の最終年度の事業年度評価には適用しない。

1 評価の趣旨

(1) 事業年度評価

各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）

中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成見込みの状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、次期中期目標・中期計画の策定、設立団体の長が行う組織及び業務の全般にわたる検討、並びに法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

(3) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の基本的な考え方

(1) 事業年度評価

- ① 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。
- ② 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- ③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。

(2) 中期目標期間見込評価

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成見込みの状況を明らかにする。
- ② 中期目標の達成見込みの状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- ③ 必要に応じ、現行の中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。また、次期中期目標・計画の策定に資するよう助言を行う。

(3) 中期目標期間評価

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。
- ② 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- ③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。

3 評価方法

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間見込評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成見込みの状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価するとともに（項目別評価）、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。

(1) 事業年度評価

(イ) 項目別評価

- ① 評価に当たっては、業務の実施状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。
- ② 年度計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。
 - S：特に優れた実績を上げている。
 - A：年度計画どおり実施している。

B：概ね年度計画どおり実施している。

C：年度計画を十分には実施できていない。

D：業務の大幅な改善が必要である。

- ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

(ロ) 全体評価

- ① 項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

(2) 中期目標期間見込評価

(イ) 項目別評価

- ① 評価に当たっては、業務の達成見込みの状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。

- ② 中期計画に定められた各項目ごとの達成見込みの状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとにその達成見込みの状況について次の5段階で評価を行う。

S：特に優れた実績を上げている。

A：中期目標を達成する見込みである。

B：中期目標を概ね達成する見込みである。

C：中期目標を十分には達成できない見込みである。

D：業務の大幅な改善が必要である。

- ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

(ロ) 全体評価

- ① 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成見込みの状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

- ② 法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時及び中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。

(3) 中期目標期間評価

(イ) 項目別評価

- ① 評価に当たっては、業務の達成状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。

- ② 中期計画に定められた各項目ごとの達成状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとにその達成状況について次の5段階で評価を行う。

S：特に優れた実績を上げている。

A：中期目標を達成している。

B：中期目標を概ね達成している。

C：中期目標を十分には達成できていない。

D：業務の大幅な改善が必要である。

- ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

(d) 全体評価

- ① 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。
- ② 法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時及び中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。

4 評価の具体的な実施方法

(1) 事業年度評価

- ① 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、前事業年度における業務の実績とそれについて自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- ② 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。
- ③ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。

報告書等の提出	6月末	法人 ○報告書、財務諸表提出
評価	7～8月	評価委員会 ○法人からのヒアリング実施 ○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定
通知・公表	9月	評価委員会 ○評価結果の通知・公表

(2) 中期目標期間見込評価

- ① 法人は、中期目標期間の終了年度の前事業年度の6月末までに、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績とそれについて自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- ② 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。
- ③ 評価委員会は、上記報告書が提出された事業年度の8月末を目途に評価結果を決定する。

報告書の提出	6月末	法人 ○中期目標期間見込評価に係る報告書の提出
評価	7～8月	評価委員会 ○法人からのヒアリング実施 ○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定
通知・公表	9月	評価委員会 ○評価結果の通知・公表

(3) 中期目標期間評価

- ① 公立大学法人は、中期目標期間終了後、6月末までに、中期目標期間における実績とそれについて自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- ② 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、公立大学法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。
- ③ 評価委員会は、中期目標期間終了後、11月末を目途に評価結果を決定する。

報告書の提出	6月末	法人 ○中期目標期間に係る報告書提出
評価	7～11月	評価委員会 ○法人からのヒアリング実施 ○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定
通知・公表	12月	評価委員会 ○評価結果の通知・公表

5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換及び知事への意見

評価委員会は、中期目標期間の終了時までには、中期目標期間見込評価の結果と設立団体・法人との意見交換を踏まえ、中期目標期間の終了時において知事が行う組織及び業務全般にわたる検討並びに次期の中期目標・中期計画に関する意見を知事に対し申し述べる。

6 その他

- (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申し立ての期限を通知

する。

- (2) 個別の評価基準については別に定めるものとする。
- (3) 本基本方針については、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。